

八王子市ひとり親家庭自立支援計画

第2期計画（平成22年度～26年度）

〔素案〕



八王子市

こども家庭部子育て支援課

平成22年8月

目 次

計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の対象	
4 計画の期間	
ひとり親家庭を取り巻く現状と課題	3
1 ひとり親家庭を取り巻く現状	3
（1）過去5年間の離婚件数の推移	
（2）八王子市における児童扶養手当受給世帯数の推移	
（3）国勢調査に見るひとり親家庭の推移（八王子市）	
（4）八王子市における母子自立支援員への相談状況	
2 アンケート調査	7
（1）ひとり親世帯の構成	
（2）18歳未満の子どもの数と世帯数	
（3）ひとり親家庭になった理由	
（4）ひとり親になったときの就業形態	
（5）現在、働いていない理由	
（6）各種資格の保有状況	
（7）収入の状況	
（8）養育費の状況	
（9）住まいの状況	
（10）就学前の児童がいる保育の状況	
（11）現在、困っていること	
（12）現在、子どもについて悩んでいること	
3 データから見える課題	22
支援施策の方向性（基本目標）	23
具体的な支援施策	24
1 主なひとり親家庭支援施策の体系	24
（1）八王子市の施策	
（2）東京都の関連施策	
2 支援施策の詳細	27
（1）八王子市の施策	
（2）東京都の関連施策	
計画の推進に向けて	43

目 次

付属資料

1 . ひとり親家庭アンケート調査依頼書	1
2 . ひとり親家庭アンケート用紙	2
3 . ひとり親世帯実態把握アンケート	6
4 . 八王子市ひとり親家庭自立支援計画（第2期）策定経過	8
5 . 次世代育成支援庁内連絡会議 名簿	9
6 . 八王子市こども政策推進協議会 委員名簿	10
7 . 八王子市少子化対策推進本部 名簿	11
8 . ひとり親家庭のしおり	12

計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年のひとり親家庭をめぐる諸状況の変化を踏まえ、その支援を充実するため「きめ細かなサービスの展開」と「自立の支援」を目的に、「母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律」が平成14年11月公布され、平成15年4月から施行されました。

この改正は給付・貸付などの「経済的支援」から「自立支援」へと転換を図ったもので、母子自立支援員が総合的な相談窓口になっての支援体制を整備しつつ、「子育てや生活支援」「就業支援」「養育費の確保」「経済的支援」などの総合的な施策の推進が定められたものです。

母子家庭にとっては子育てをしながらの経済的な自立、父子家庭にとっては子どもの養育や家事等の生活面など、ひとり親家庭になった直後から生活の激変に直面し様々な困難を抱えることとなります。

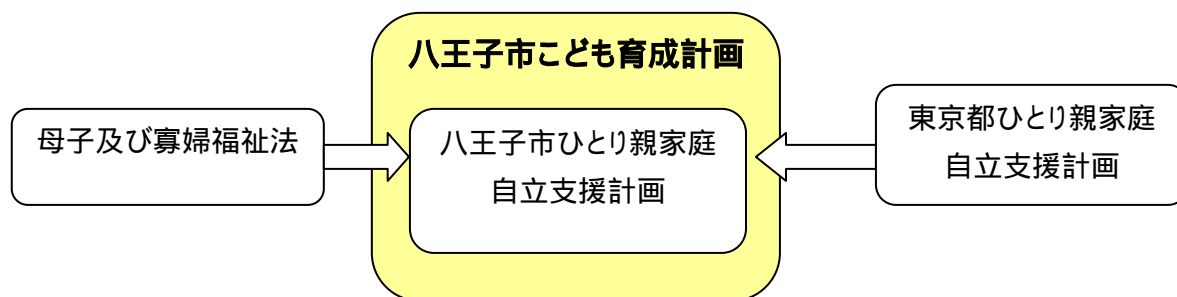
こうした現状を踏まえ、本市では、平成19年8月に「八王子市ひとり親家庭自立支援計画」を策定しました。この計画に基づき、東京都と連携して児童育成手当の支給、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、ひとり親家庭医療費の助成など、ひとり親家庭への支援を進めてきたところで

このたび、第1期の計画期間が終了するにあたり、第2期の計画を策定するため、ひとり親家庭に対するアンケート調査を実施し、市内におけるひとり親家庭等の現状と課題を把握するとともに、第1期計画の評価、今年4月公表された「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第2期）」と整合性を図り、ひとり親家庭の自立支援を総合的に推進していくために策定したものです。

2 計画の位置付け

この計画は、「八王子市こども育成計画（八王子市次世代育成支援行動計画）」（平成17年度～平成26年度）に掲げる取組みの一つ、「ひとり親家庭、子育て困難家庭の自立支援」の個別計画として策定したものです。

また、母子及び寡婦福祉法第11条第2項第3号に規定する基本方針に沿った「母子家庭及び寡婦自立促進計画」として、本市の支援策をまとめたものです。



3 計画の対象

- (1) 母子家庭
20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子とその児童の家庭
- (2) 父子家庭
20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない男子とその児童の家庭
- (3) 寡婦
配偶者のいない女子で、かつて配偶者のいない女子として児童を扶養していたことがあり、その児童が20歳以上の方

4 計画の期間

この計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画です。

ひとり親家庭を取り巻く現状と課題

1 ひとり親家庭を取り巻く現状

(1) 過去5年間の離婚件数の推移

東京都の離婚件数は、下表のとおり平成16年から減少傾向にあります。また、八王子市の離婚件数も東京都と同様の傾向をたどっており、平成17年の1,177件をピークに減少傾向となっています。平成20年では996件となっています。

		平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)
件数	東京都	27,123	26,984	26,347	26,627	26,300
	八王子市	1,077	1,177	1,062	1,035	996

人口動態統計年報（東京都）を引用。

離婚件数の動向（八王子市）



(2) 八王子市における児童扶養手当受給世帯数の推移

(各年度末現在)単位：世帯

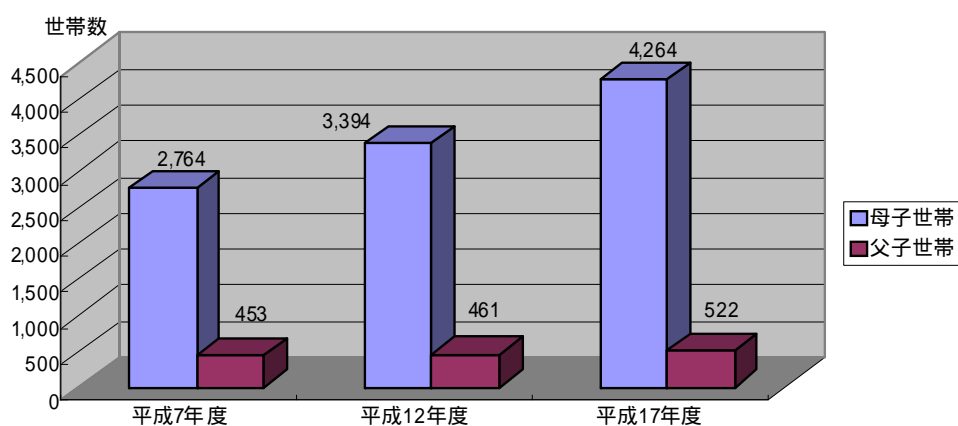
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受給世帯数	3,887	4,030	4,029	3,897	4,019
総世帯数	228,857	232,096	235,858	239,514	242,745

(3) 国勢調査に見るひとり親家庭の推移 (八王子市)

	平成7年度		平成12年度		平成17年度	
一般世帯合計	188,470		210,037		227,804	
ひとり親と子ども (0~18歳未満)世帯	母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯
	2,764	453	3,394	461	4,264	522
	3,217		3,855		4,786	
比率(%)	1.71		1.84		2.10	

国勢調査を引用 母子家庭は「女親と子ども(0~18歳)から成る世帯」
 父子家庭は「男親と子ども(0~18歳)から成る世帯」

ひとり親家庭の推移



(4) 八王子市における母子自立支援員への相談状況

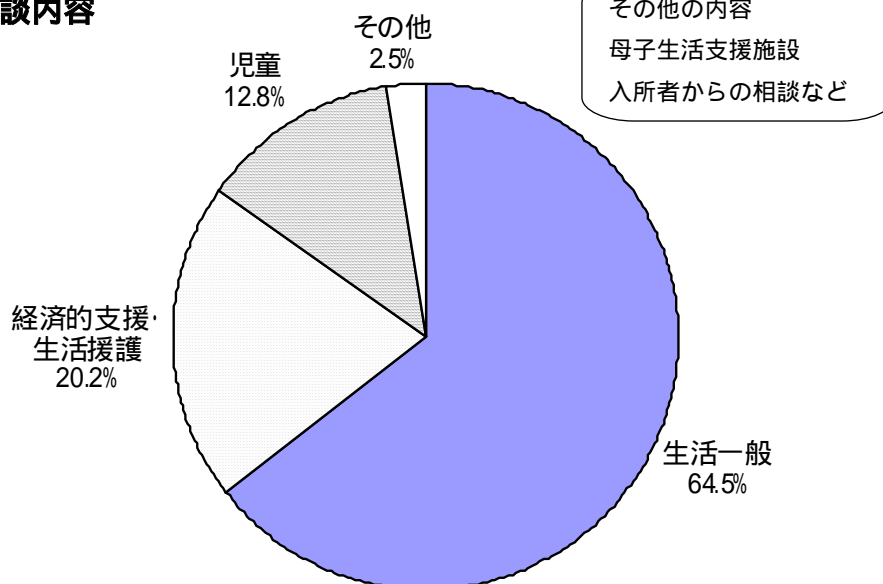
ア 相談件数

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
新規件数	1,404	1,569	2,205	2,626	2,735
総件数	1,646	1,881	3,365	3,405	3,044

イ 平成21年度の新規相談内容

総数 (%)	生活一般	経済的支援・生活援護	児童	その他
2,735 (100.0%)	1,765 (64.5)	552 (20.2)	351 (12.8)	67 (2.5)

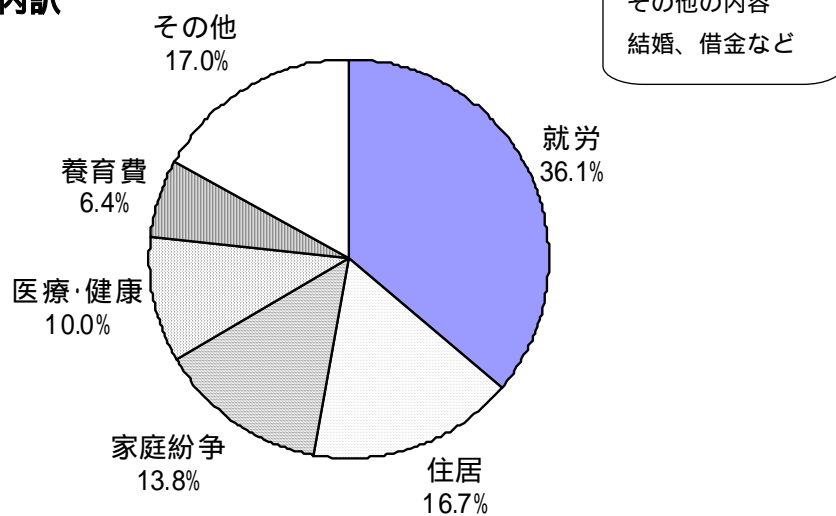
具体的相談内容



イ- 新規相談、生活一般の相談内容

総数 (%)	就労	住居	家庭紛争	医療・健康	養育費	その他
1,765 (100.0%)	637 (36.1)	294 (16.7)	244 (13.8)	177 (10.0)	113 (6.4)	300 (17.0)

生活一般相談の内訳

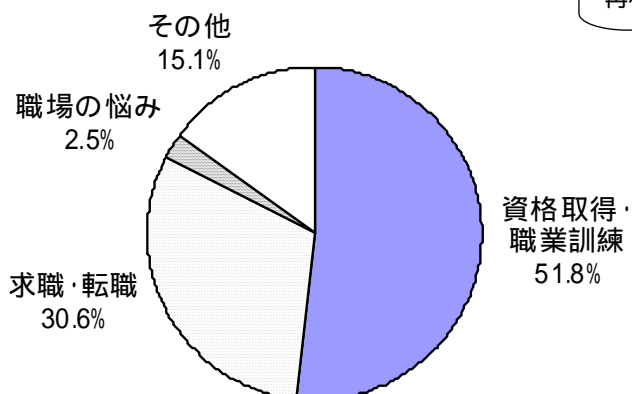


イ- -1

生活一般のうち、就労の相談内容

総数 (%)	資格取得・職業訓練	求職・転職	職場の悩み	その他
637 (100.0%)	330 (51.8)	195 (30.6)	16 (2.5)	96 (15.1)

就労相談の内訳

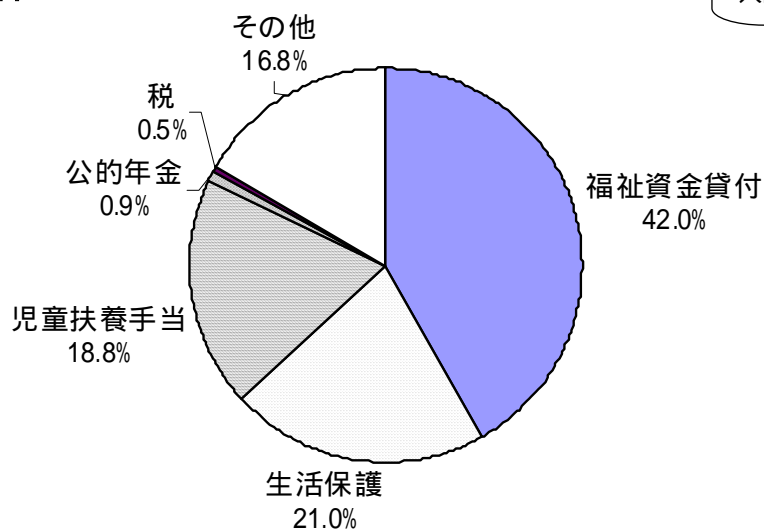


その他の内容
再相談、事務連絡など

イ- 経済的支援・生活援護の相談内容

総数 (%)	福祉資金貸付	生活保護	児童扶養手当	公的年金	税	その他
552 (100.0%)	232 (42.0)	116 (21.0)	104 (18.8)	5 (0.9)	3 (0.5)	92 (16.8)

経済的支援・生活援護
の相談内容



その他の内容
入院費用、出産費用など

(2) 18歳未満の子どもの数と世帯数

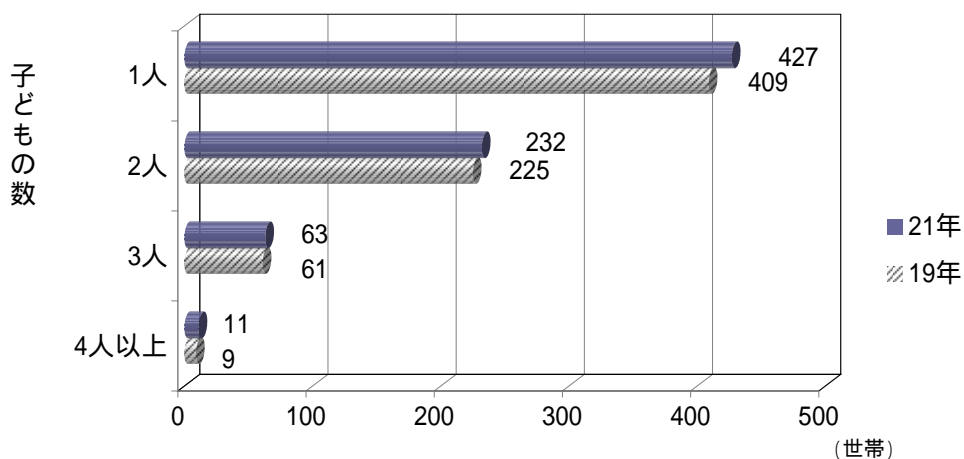
18歳未満の子どもの数は、1～2人の世帯が89.6%を占めています。前回の調査では、89.7%でした。

	母子家庭	父子家庭	合計(比率%)
1人	427	22	449 (57.0)
2人	232	25	257 (32.6)
3人	63	6	69 (8.8)
4人以上	11	2	13 (1.6)
計	733	55	788 (100.0)

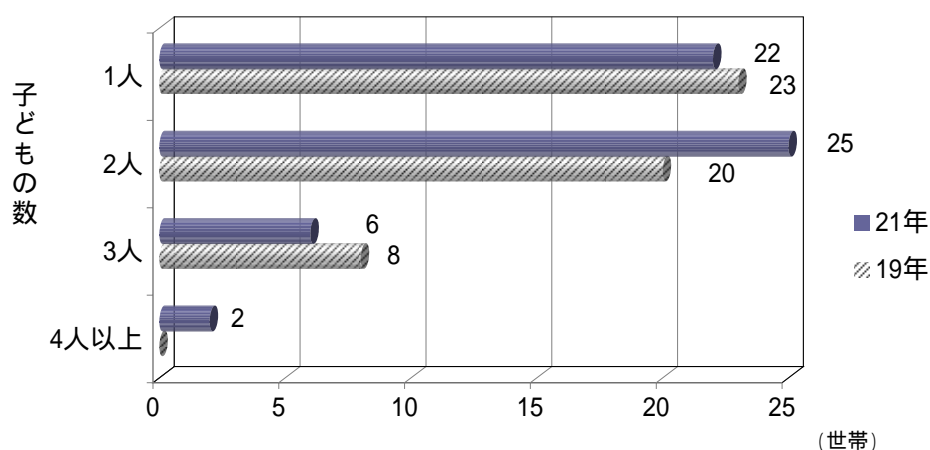
平成19年

	母子家庭	父子家庭	合計(比率%)
1人	409	23	432 (57.2)
2人	225	20	245 (32.5)
3人	61	8	69 (9.1)
4人以上	9	0	9 (1.2)
計	704	51	755 (100.0)

18歳未満の子どもの数と世帯数 (母子)



18歳未満の子どもの数と世帯数 (父子)

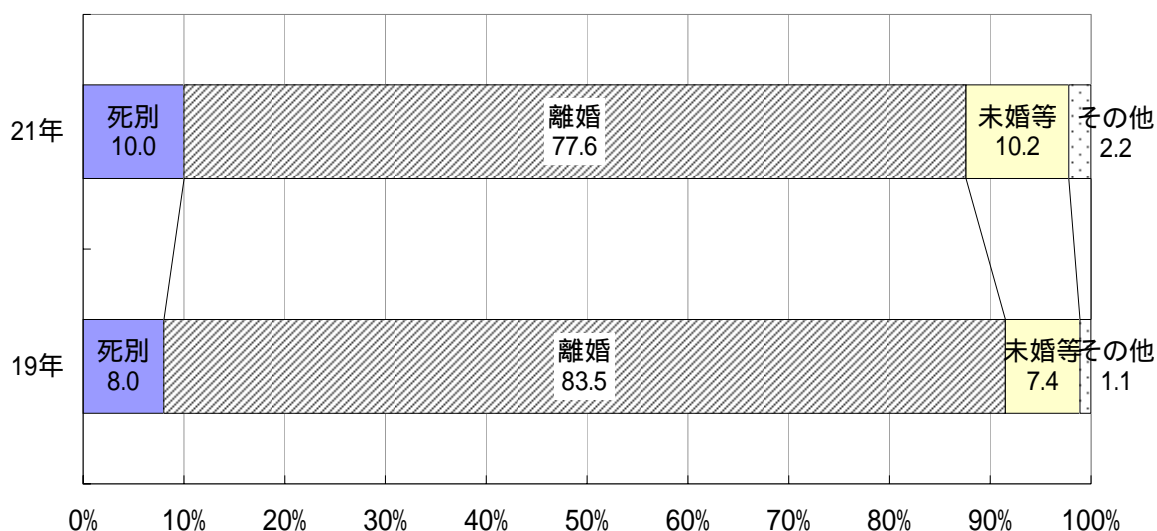


(3) ひとり親家庭になった理由

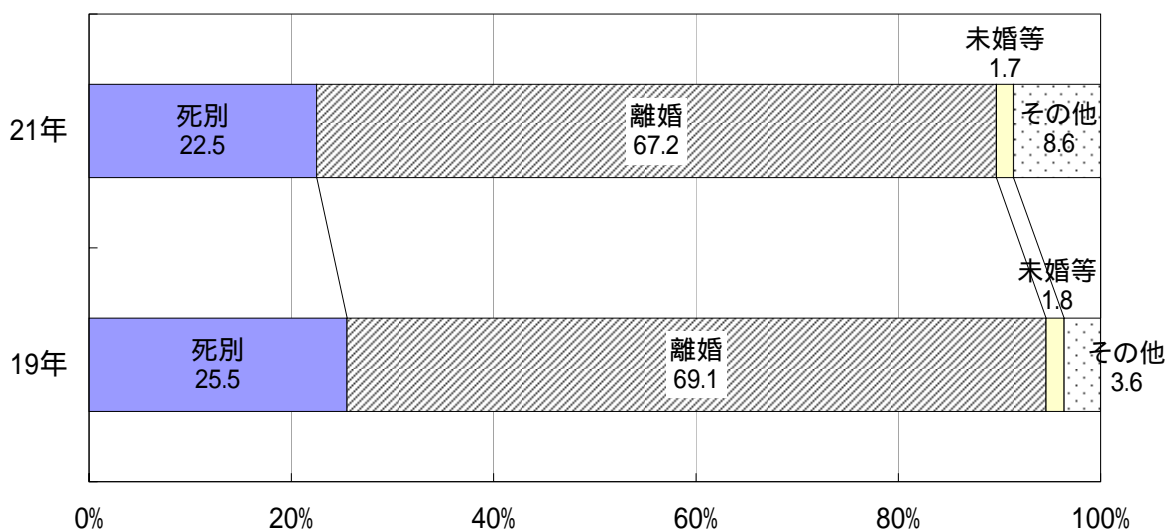
ひとり親家庭になった理由では、母子家庭は前回の調査と比べて離婚の割合が若干減少し、死別や未婚・非婚が増加しています。

平成21年			平成19年		
	母子家庭(比率%)	父子家庭(比率%)		母子家庭(比率%)	父子家庭(比率%)
死別	75 (10.0)	13 (22.5)	死別	59 (8.0)	14 (25.5)
離婚	587 (77.6)	39 (67.2)	離婚	619 (83.5)	38 (69.1)
未婚・非婚	77 (10.2)	1 (1.7)	未婚・非婚	55 (7.4)	1 (1.8)
その他	17 (2.2)	5 (8.6)	その他	8 (1.1)	2 (3.6)
計	756 (100.0)	58 (100.0)	計	741 (100.0)	55 (100.0)

ひとり親家庭になった理由 (母子)



ひとり親家庭になった理由 (父子)



(4) ひとり親になったときの就業形態

働いている人の割合は、母子家庭では前回の調査と比べて増えていますが、父子家庭では減少しました。就業形態では、母子家庭でアルバイト・パートの割合が減少し、常勤、派遣・契約社員の割合が増えています。

平成21年

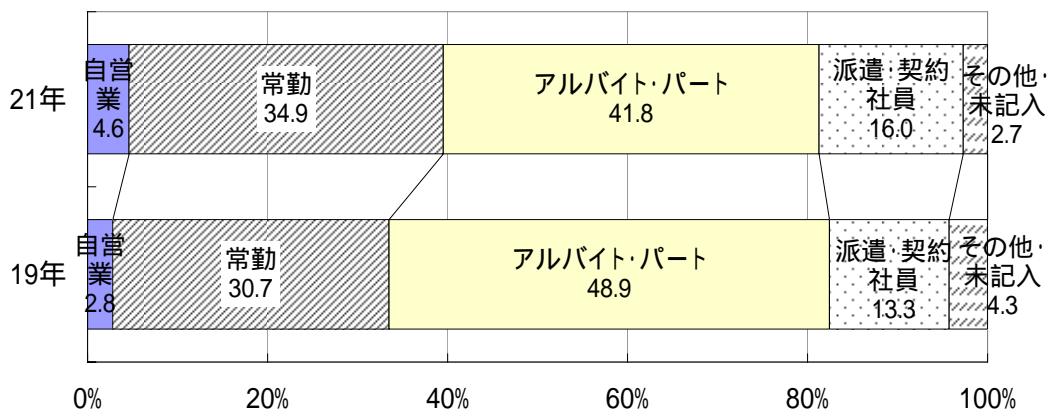
《》()内は比率(%)

	総数	働いている	就業形態				
			自営業	常勤	アルバイト・パート	派遣・契約社員	その他・未記入
母子	756 《100.0%》	630 《83.3》 (100.0%)	29 (4.6)	220 (34.9)	263 (41.8)	101 (16.0)	17 (2.7)
父子	58 《100.0%》	46 《79.3》 (100.0%)	13 (28.3)	27 (58.7)	4 (8.7)	0 (0.0)	2 (4.3)

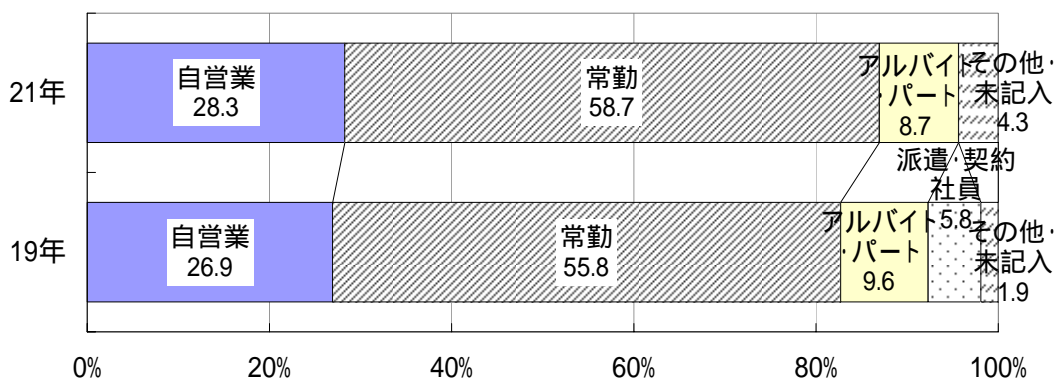
平成19年

	総数	働いている	就業形態				
			自営業	常勤	アルバイト・パート	派遣・契約社員	その他・未記入
母子	738 《100.0%》	609 《82.5》 (100.0%)	17 (2.8)	187 (30.7)	298 (48.9)	81 (13.3)	26 (4.3)
父子	54 《100.0%》	52 《96.3》 (100.0%)	14 (26.9)	29 (55.8)	5 (9.6)	3 (5.8)	1 (1.9)

就業状況 (母子)



就業状況 (父子)



(5) 現在、働いていない理由

母子家庭が働いていない理由では、前回の調査と比べて健康面の不安や家事育児などの理由が減り、求職中が増えています。

平成21年

()内は比率(%)

	働いていない	理由						
		求職中	家事育児	健康面不安	条件が合わない	職業訓練等	その他	考えていない
母子	126 (100.0%)	32 (25.4)	21 (16.7)	32 (25.4)	9 (7.1)	8 (6.3)	21 (16.7)	3 (2.4)
父子	12 (100.0%)	2 (16.7)	1 (8.3)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (58.4)	1 (8.3)

平成19年

	働いていない	理由						
		求職中	家事育児	健康面不安	条件が合わない	職業訓練等	その他	考えていない
母子	119 (100.0%)	24 (20.2)	30 (25.2)	40 (33.6)	5 (4.2)	3 (2.5)	16 (13.5)	1 (0.8)
父子	2 (100.0%)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)

(6) 各種資格の保有状況

前回の調査と比べて各種資格の保有率が上がっています。前回では資格を持っていない人が過半数でしたが、今回の調査では何らかの資格を持っていると答えた人が、母子家庭・父子家庭ともに過半数となっています。

持っている資格の種類では、母子家庭がホームヘルパーや経理・簿記関係、父子家庭では大型・特殊自動車が多くなっています。

また、取得したい資格の種類では、母子家庭がOA関係や経理・簿記関係、父子家庭では大型・特殊自動車やOA関係が多くなっています。

ア) 各種資格の保有状況

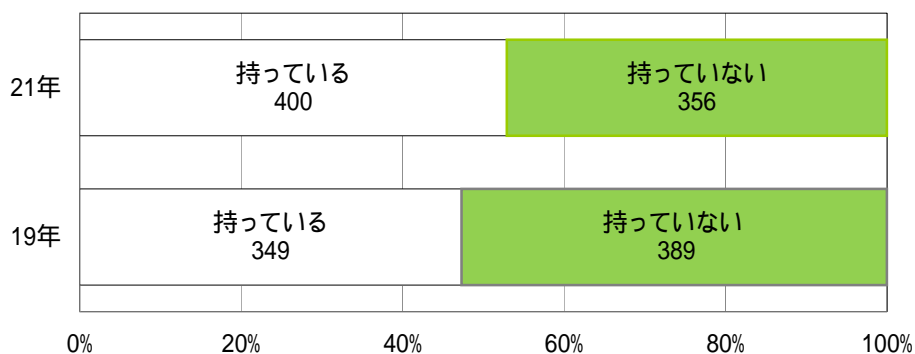
平成21年

	母子(比率%)	父子(比率%)
持っている	400 (52.9)	32 (55.2)
持っていない	356 (47.1)	26 (44.8)
計	756 (100.0)	58 (100.0)

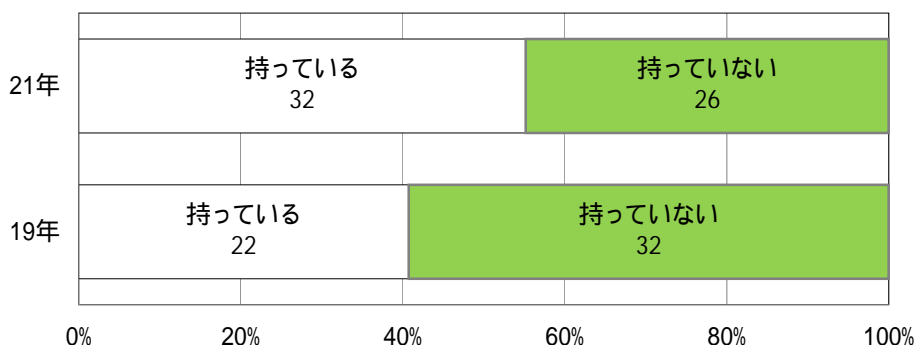
平成19年

	母子(比率%)	父子(比率%)
持っている	349 (47.3)	22 (40.7)
持っていない	389 (52.7)	32 (59.3)
計	738 (100.0)	54 (100.0)

各種資格の保有状況 (母子)



各種資格の保有状況 (父子)



イ) 持っている資格の種類 (複数回答)

母子

	21年(比率%)	19年(比率%)
経理・簿記	70 (13.6)	91 (21.7)
ホームヘルパー	94 (18.3)	85 (20.3)
教員	27 (5.2)	26 (6.2)
看護師	22 (4.3)	27 (6.4)
美容師	19 (3.7)	18 (4.3)
OA関係	41 (8.0)	46 (11.0)
外国語	18 (3.5)	20 (4.8)
栄養士	14 (2.7)	9 (2.1)
介護福祉士	23 (4.5)	8 (1.9)
理学療法士	2 (0.4)	0 (0.0)
作業療法士	1 (0.2)	0 (0.0)
保育士	21 (4.1)	22 (5.2)
ケアマネジャー	4 (0.8)	3 (0.7)
大型・特殊自動車	19 (3.7)	12 (2.9)
調理師	23 (4.5)	4 (1.0)
その他	116 (22.5)	48 (11.5)
計	514 (100.0)	419 (100.0)

その他の内容
医療事務、証券外務員、社会福祉主事など

父子

	21年(比率%)	19年(比率%)
経理・簿記	0 (0.0)	0 (0.0)
ホームヘルパー	1 (2.9)	0 (0.0)
教員	0 (0.0)	1 (3.8)
看護師	0 (0.0)	0 (0.0)
美容師	0 (0.0)	1 (3.8)
OA関係	2 (5.9)	0 (0.0)
外国語	0 (0.0)	0 (0.0)
栄養士	0 (0.0)	0 (0.0)
介護福祉士	0 (0.0)	0 (0.0)
理学療法士	0 (0.0)	0 (0.0)
作業療法士	0 (0.0)	0 (0.0)
保育士	1 (2.9)	0 (0.0)
ケアマネジャー	0 (0.0)	0 (0.0)
大型・特殊自動車	9 (26.5)	15 (57.7)
調理師	4 (11.8)	1 (3.8)
その他	17 (50.0)	8 (30.9)
計	34 (100.0)	26 (100.0)

その他の内容
衛生管理者、フォークリフト、消防設備士など

ウ) 取得したい資格の種類 (複数回答)

母子

	21年(比率%)	19年(比率%)
経理・簿記	76 (12.1)	68 (15.7)
ホームヘルパー	55 (8.7)	46 (10.6)
教員	9 (1.4)	5 (1.2)
看護師	43 (6.8)	27 (6.3)
美容師	12 (1.9)	12 (2.8)
OA関係	113 (18.0)	46 (10.6)
外国語	28 (4.5)	18 (4.2)
栄養士	22 (3.5)	16 (3.7)
介護福祉士	50 (7.9)	34 (7.9)
理学療法士	13 (2.1)	12 (2.8)
作業療法士	6 (0.9)	0 (0.0)
保育士	27 (4.3)	26 (6.0)
ケアマネジャー	39 (6.2)	45 (10.4)
大型・特殊自動車	10 (1.6)	10 (2.3)
調理師	28 (4.5)	17 (3.9)
その他	98 (15.6)	50 (11.6)
計	629 (100.0)	432 (100.0)

その他の内容
医療事務、社会福祉士、ファイナンシャル・プランナーなど

父子

	21年(比率%)	19年(比率%)
経理・簿記	0 (0.0)	2 (13.3)
ホームヘルパー	3 (10.3)	1 (6.7)
教員	0 (0.0)	0 (0.0)
看護師	1 (3.5)	0 (0.0)
美容師	0 (0.0)	0 (0.0)
OA関係	4 (13.8)	2 (13.3)
外国語	0 (0.0)	0 (0.0)
栄養士	0 (0.0)	1 (6.7)
介護福祉士	3 (10.3)	1 (6.7)
理学療法士	1 (3.5)	0 (0.0)
作業療法士	0 (0.0)	0 (0.0)
保育士	0 (0.0)	1 (6.7)
ケアマネジャー	0 (0.0)	0 (0.0)
大型・特殊自動車	6 (20.7)	1 (6.7)
調理師	3 (10.3)	2 (13.3)
その他	8 (27.6)	4 (26.6)
計	29 (100.0)	15 (100.0)

その他の内容
行政書士、ファイナンシャル・プランナー、宅建など

エ) 資格を取得しない理由

資格を取得しない理由では、母子家庭・父子家庭ともに「費用が高い」が、40%を超えています。

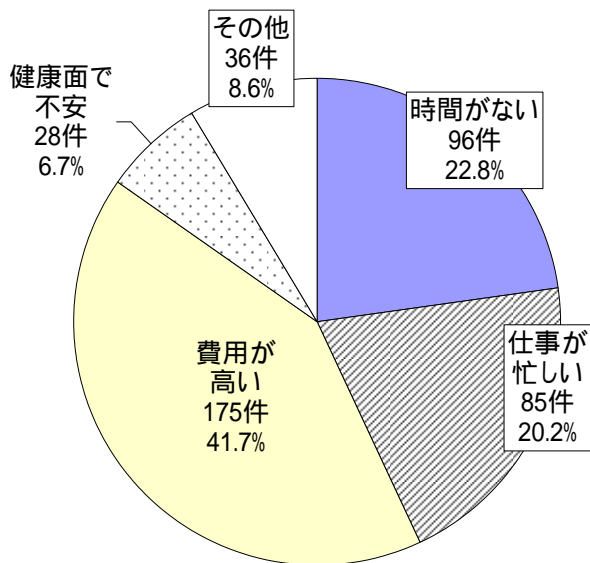
母子

項目	21年件数(比率%)	19年件数(比率%)
時間がない	96 (22.8)	86 (24.2)
仕事が忙しい	85 (20.2)	105 (29.5)
費用が高い	175 (41.7)	113 (31.7)
健康面で不安	28 (6.7)	32 (9.0)
その他	36 (8.6)	20 (5.6)
計	420 (100.0)	356 (100.0)

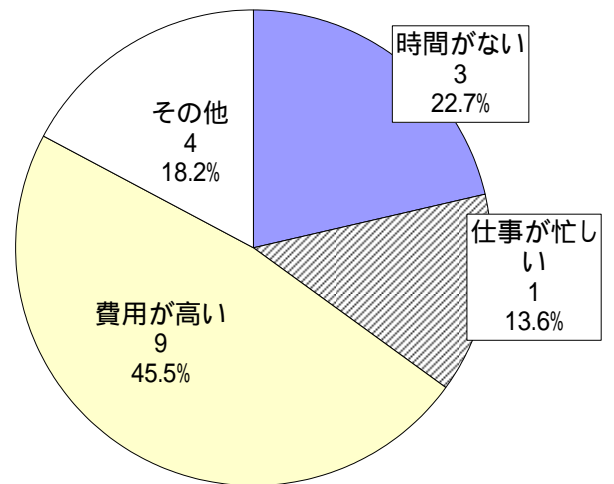
父子

項目	21年件数(比率%)	19年件数(比率%)
時間がない	3 (22.7)	8 (25.0)
仕事が忙しい	2 (13.6)	15 (46.9)
費用が高い	7 (45.5)	6 (18.8)
健康面で不安	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	2 (18.2)	3 (9.3)
計	14 (100.0)	32 (100.0)

資格を取得しない理由 (母子)
21年



資格を取得しない理由 (父子)
21年



(7) 収入の状況

母子家庭の年間収入は、200万円未満が全体の59.2%（59.1%）、200万円以上400万円未満30.2%（26.3%）となっています。400万円未満は89.4%（85.4%）となります。父子家庭では、200万円未満の割合が31%（12.9%）200万円以上400万円未満が39.7%（35.3%）です。400万円未満でみると全体の70.7%（48.2%）となります。

表中の収入額は年間収入額、（ ）は19年調査の数値です。

平成21年

収入額	母子 (比率%)	父子 (比率%)
800万円以上	2 (0.3)	0 (0.0)
600万円以上800万円未満	17 (2.3)	2 (3.4)
400万円以上600万円未満	35 (4.6)	12 (20.7)
200万円以上400万円未満	228 (30.2)	23 (39.7)
100万円以上200万円未満	239 (31.6)	9 (15.5)
100万円未満	209 (27.6)	9 (15.5)
未記入	26 (3.4)	3 (5.2)
計	756 (100.0)	58 (100.0)

平成19年

収入額	母子 (比率%)	父子 (比率%)
800万円以上	1 (0.1)	1 (1.8)
600万円以上800万円未満	8 (1.1)	1 (1.8)
400万円以上600万円未満	40 (5.4)	13 (24.1)
200万円以上400万円未満	194 (26.3)	19 (35.3)
100万円以上200万円未満	263 (35.6)	4 (7.4)
100万円未満	173 (23.5)	3 (5.5)
未記入	59 (8.0)	13 (24.1)
計	738 (100.0)	54 (100.0)

< 参考 >

児童扶養手当、児童育成手当の支給に当たっては、収入額で認定はしていません。比較資料として平均的な勤労世帯を例示しています。

収入限度額表（抜粋）

子どもの数	児童扶養手当		児童育成手当
	全部支給	一部支給	
1人	1,300,000円	3,651,999円	5,755,999円
2人	1,719,999円	4,127,999円	6,231,999円
支給額	1人目 41,720円	1人目 41,710円 ～9,850円	1人 13,500円
	2人目 5,000円		

(8) 養育費の状況

(ア) 取り決めの状況

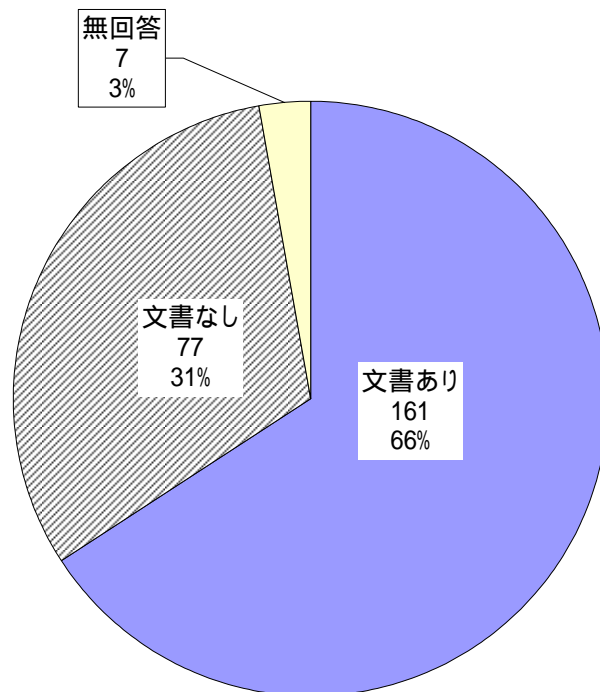
21年

総数 (%)		取り決めている			取り決めて していない	未記入	
		文書あり	文書なし	無回答			
母子	756 比率 (%)	245 《32.4》 比率 (%)	161 (65.7)	77 (31.4)	7 (2.9)	511 《67.6》	0 《0.0》
	58 比率 (%)	11 《19.0》 比率 (%)	5 (45.5)	6 (54.5)	0 (0.0)	47 《81.0》	0 《0.0》

19年

総数 (%)		取り決めている			取り決めて していない	未記入	
		文書あり	文書なし	無回答			
母子	738 比率 (%)	205 《27.8》 比率 (%)	160 (78.0)	34 (16.6)	11 (5.4)	389 《52.7》	144 《19.5》
	54 比率 (%)	7 《13.0》 比率 (%)	4 (57.1)	2 (28.6)	1 (14.3)	26 《48.1》	21 《38.9》

取り決めている内容 (母子)
21年



(イ) 養育費の受け取りの状況

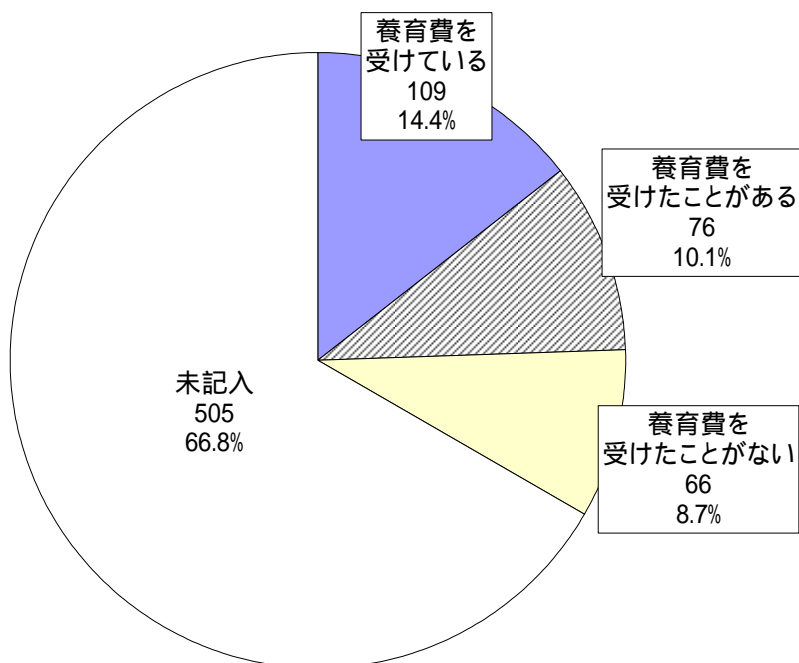
21年

総数 (%)		養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	未記入
母子	756 比率 (%)	109 (14.4)	76 (10.1)	66 (8.7)	505 (66.8)
父子	58 比率 (%)	4 (6.9)	1 (1.7)	7 (12.1)	46 (79.3)

19年

総数 (%)		養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	未記入
母子	738 比率 (%)	103 (14.0)	95 (12.9)	155 (21.0)	385 (52.2)
父子	54 比率 (%)	6 (11.1)	1 (1.9)	10 (18.5)	37 (68.5)

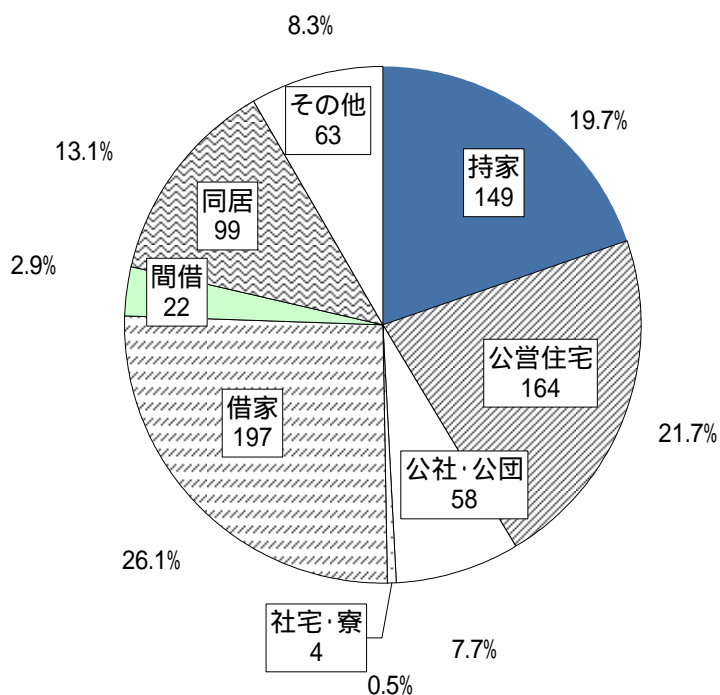
養育費の受け取り状況 (母子)
21年



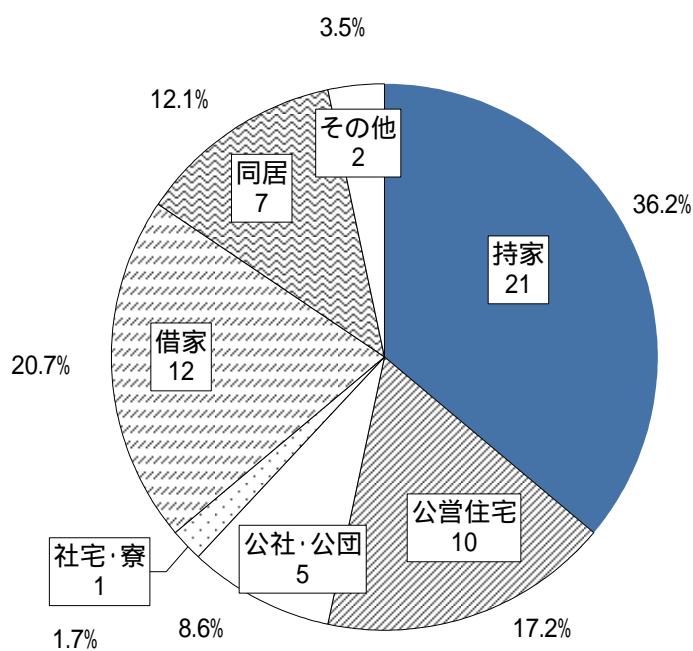
(9) 住まいの状況

父子家庭では持ち家が36.2%を占めますが、母子家庭では19.7%。反対に母子家庭は公営住宅と借家で47.8%ですが、父子家庭では37.9%となっています。

住まいの状況 (母子)



住まいの状況 (父子)



(10) 就学前の児童がいる保育の状況

就学前の児童の保育については、保育所が最も多くなっています。

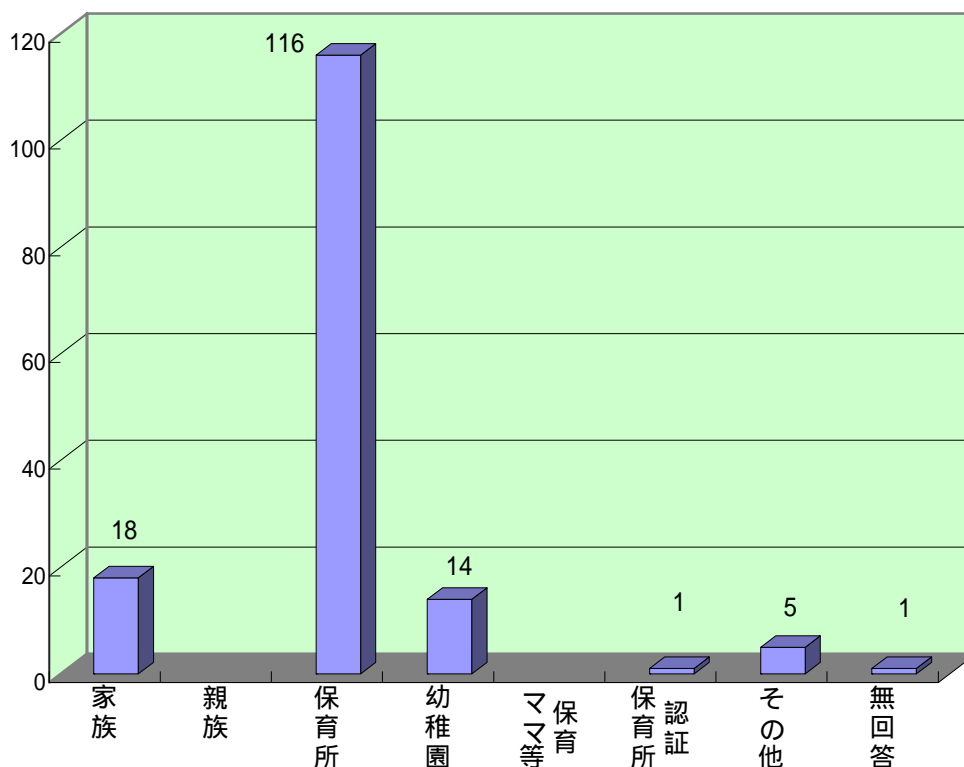
21年

総数 (%)		就学前の児童がいる	保育をしている人・施設							
			家族	親族	保育所	幼稚園	保育ママ等	認証保育所	その他	無回答
母子	756 比率 (%)	155 《20.5》 比率 (%)	18 (11.6)	-	116 (74.8)	14 (9.0)	-	1 (0.7)	5 (3.2)	1 (0.7)
父子	58 比率 (%)	7 《12.1》 比率 (%)	-	-	6 (85.7)	-	-	-	-	1 (14.3)

19年

総数 (%)		就学前の児童がいる	保育をしている人・施設							
			家族	親族	保育所	幼稚園	保育ママ等	認証保育所	その他	無回答
母子	738 比率 (%)	216 《29.3》 比率 (%)	26 (12.0)	3 (1.4)	159 (73.6)	16 (7.4)	-	4 (1.9)	2 (0.9)	6 (2.8)
父子	54 比率 (%)	12 《22.2》 比率 (%)	3 (25.0)	-	7 (58.4)	1 (8.3)	-	-	-	1 (8.3)

就学前の児童がいる保育の状況 (母子)
21年

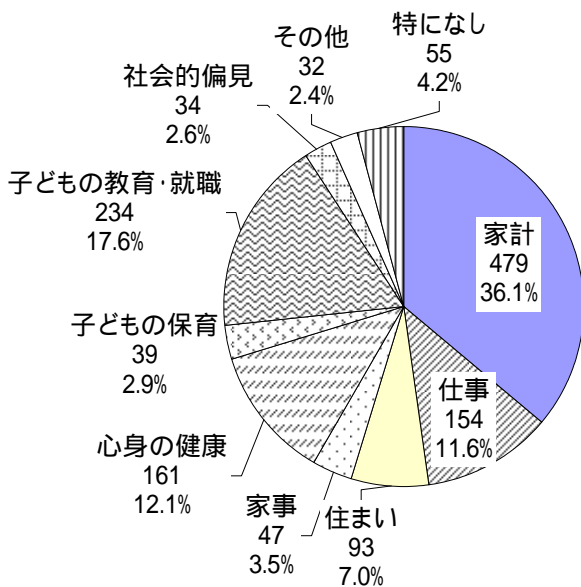


(11) 現在、困っていること (複数回答)

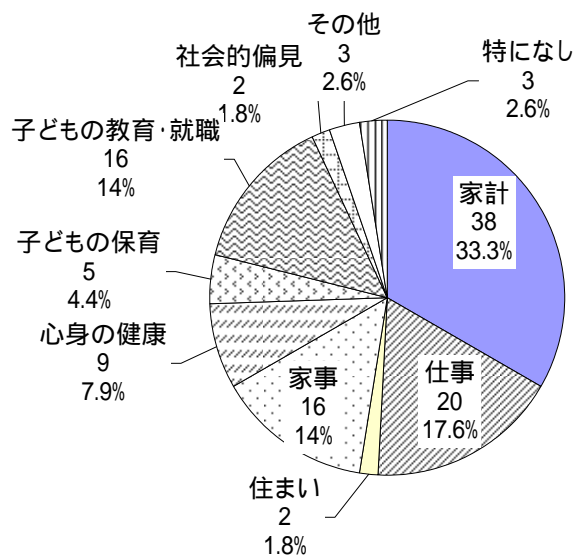
前回の調査と比較し、全体的に大きな変化はありません。また、アンケート時期には、インフルエンザが流行していました。

項目	平成21年		平成19年	
	母子 (比率%)	父子 (比率%)	母子 (比率%)	父子 (比率%)
家計	479 (36.1)	38 (33.3)	477 (31.9)	32 (29.6)
仕事	154 (11.6)	20 (17.6)	177 (11.8)	21 (19.5)
住まい	93 (7.0)	2 (1.8)	125 (8.4)	6 (5.6)
家事	47 (3.5)	16 (14.0)	71 (4.8)	17 (15.7)
心身の健康	161 (12.1)	9 (7.9)	139 (9.3)	5 (4.6)
子どもの保育	39 (2.9)	5 (4.4)	62 (4.1)	3 (2.8)
子どもの教育・就職	234 (17.6)	16 (14.0)	274 (18.3)	20 (18.5)
社会的偏見	34 (2.6)	2 (1.8)	54 (3.6)	1 (0.9)
その他	32 (2.4)	3 (2.6)	41 (2.8)	1 (0.9)
特になし	55 (4.2)	3 (2.6)	74 (5.0)	2 (1.9)
計	1328 (100.0)	114 (100.0)	1494 (100.0)	108 (100.0)

現在、困っていること (母子) 21年



現在、困っていること (父子) 21年

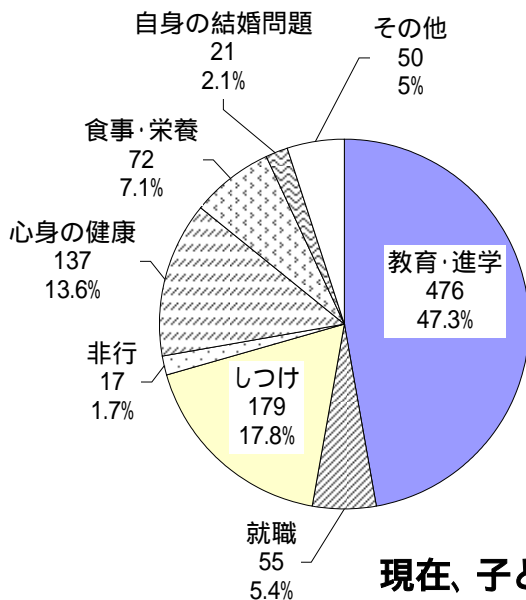


(12) 現在、子どもについて悩んでいること (複数回答)

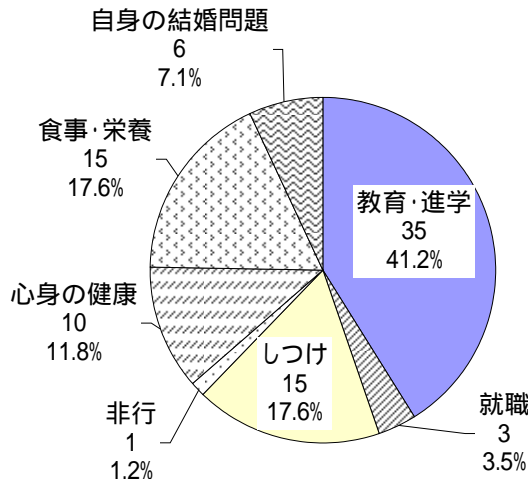
母子家庭・父子家庭ともに、教育・進学問題が4割以上を占め、次いで、しつけとなっています。このほか、母子家庭では心身の健康、父子家庭では食事・栄養と続いています。また、アンケート時期には、インフルエンザが流行していました。

項目	平成21年		平成19年	
	母子 (比率%)	父子 (比率%)	母子 (比率%)	父子 (比率%)
教育・進学	476 (47.3)	35 (41.2)	462 (45.7)	26 (28.5)
就職	55 (5.4)	3 (3.5)	53 (5.2)	1 (1.1)
しつけ	179 (17.8)	15 (17.6)	233 (23.0)	22 (24.2)
非行	17 (1.7)	1 (1.2)	25 (2.5)	1 (1.1)
心身の健康	137 (13.6)	10 (11.8)	87 (8.6)	9 (9.9)
食事・栄養	72 (7.1)	15 (17.6)	86 (8.5)	16 (17.6)
自身の結婚問題	21 (2.1)	6 (7.1)	39 (3.9)	11 (12.1)
その他	50 (5.0)	0 (0.0)	26 (2.6)	5 (5.5)
計	1007 (100.0)	85 (100.0)	1011 (100.0)	91 (100.0)

現在、子どもについて悩んでいること (母子) 21年



現在、子どもについて悩んでいること (父子) 21年



3 データから見える課題

今回のアンケートの結果では、不況の影響が全体の収入が下の階層に移行しています。

ひとり親家庭になってからの就業形態は、母子家庭では常勤、派遣・契約社員が増えています。また、働いていない理由で職業訓練等が増えていることについては、母子自立支援員が就業を希望する母の意向をきめ細やかに聞き取り、策定した自立支援プログラムの成果とも考えられます。

そして、「現在、困っていること」では家計が前回同様、一位となりました。また、「子どもについて悩んでいること」では、教育・進学問題が前回同様、一位となり、教育費用が家計を圧迫していることも考えられます。

支援施策の方向性(基本目標)

子どもが健やかに成長していける環境、安心して子育てできる環境となるよう、の現状把握を踏まえて、ひとり親家庭、特に母子家庭の自立支援を重点にした支援施策を推進します。その方向性としては、母子自立支援員による支援体制を整備しつつ、さらに、

就業支援

相談体制の整備

子育て支援や生活の場の整備

経済的支援

の施策を総合的に展開することが重要と考えられます。

第1期計画で打ち出したこれらの施策を、今期計画でも充実・拡大を図ります。

就業支援

ひとり親家庭が安定した就業により十分な収入を得ることができ、自立した生活ができるように、職業適性に関する的確な判断や適切な職業選択のための情報提供などによる効果的な職業あっせん、職業能力向上のための訓練や資格取得による就業支援を行います。

相談体制の整備

総合的な相談窓口となる母子自立支援員の配置により、離死別直後の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供、相談指導等の支援、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。

子育て支援や生活の場の整備

ひとり親家庭が安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるよう、保育所への優先入所や保育サービスの提供など子育て支援施策の充実やホームヘルプサービスなどの生活支援。また、市営住宅や都営住宅への優先入居枠の確保、配偶者の暴力被害者へは母子生活支援施設等の利用などによる安心できる生活の場の確保など、子育てや生活の面での支援を行います。

経済的支援

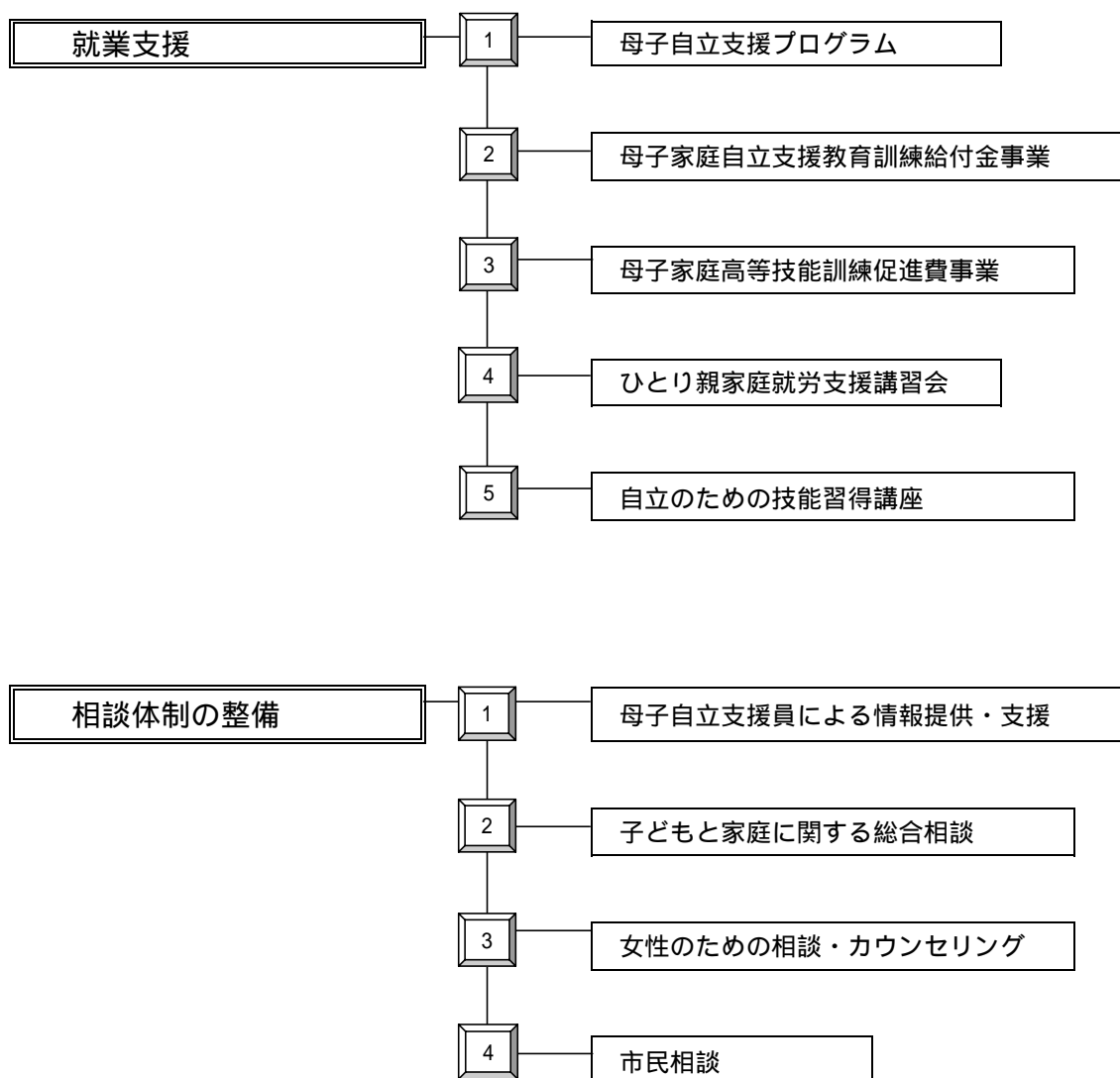
母子福祉資金貸付金や児童扶養手当制度などによる自立支援、また、養育費確保面での支援体制などの経済的支援を行います。

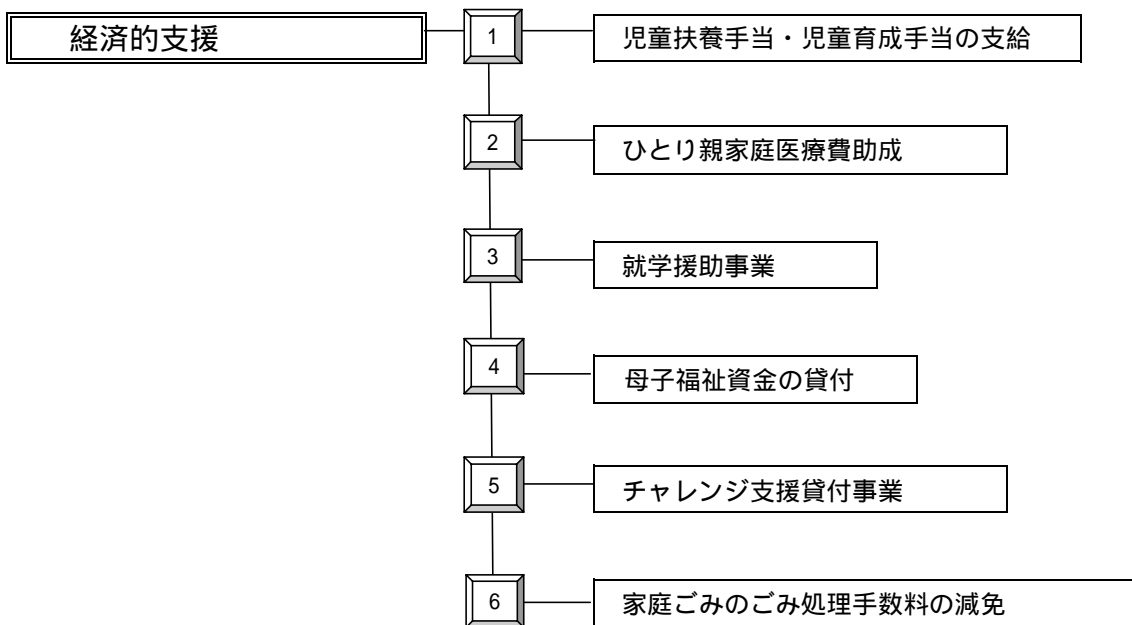
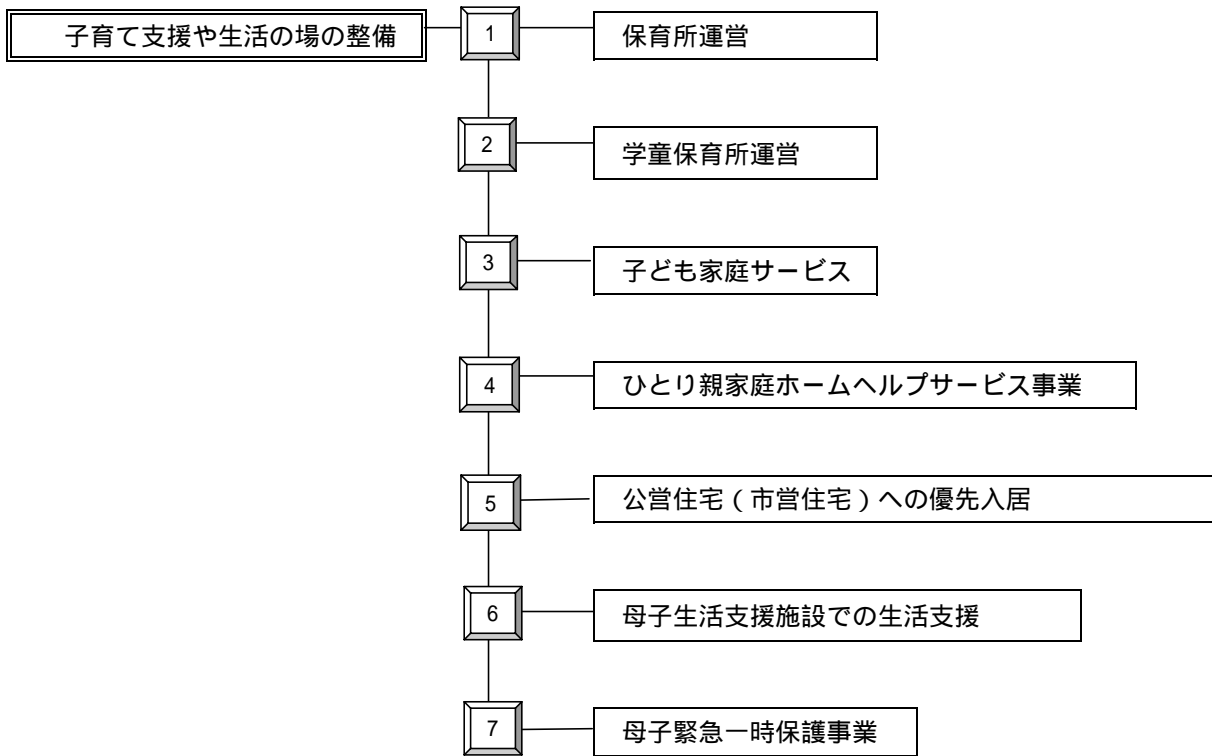
具体的な支援施策

1 主なひとり親家庭支援施策の体系

(1) 八王子市の施策

1の番号は「2 支援施策の詳細」の「支援施策及び支援内容」の番号



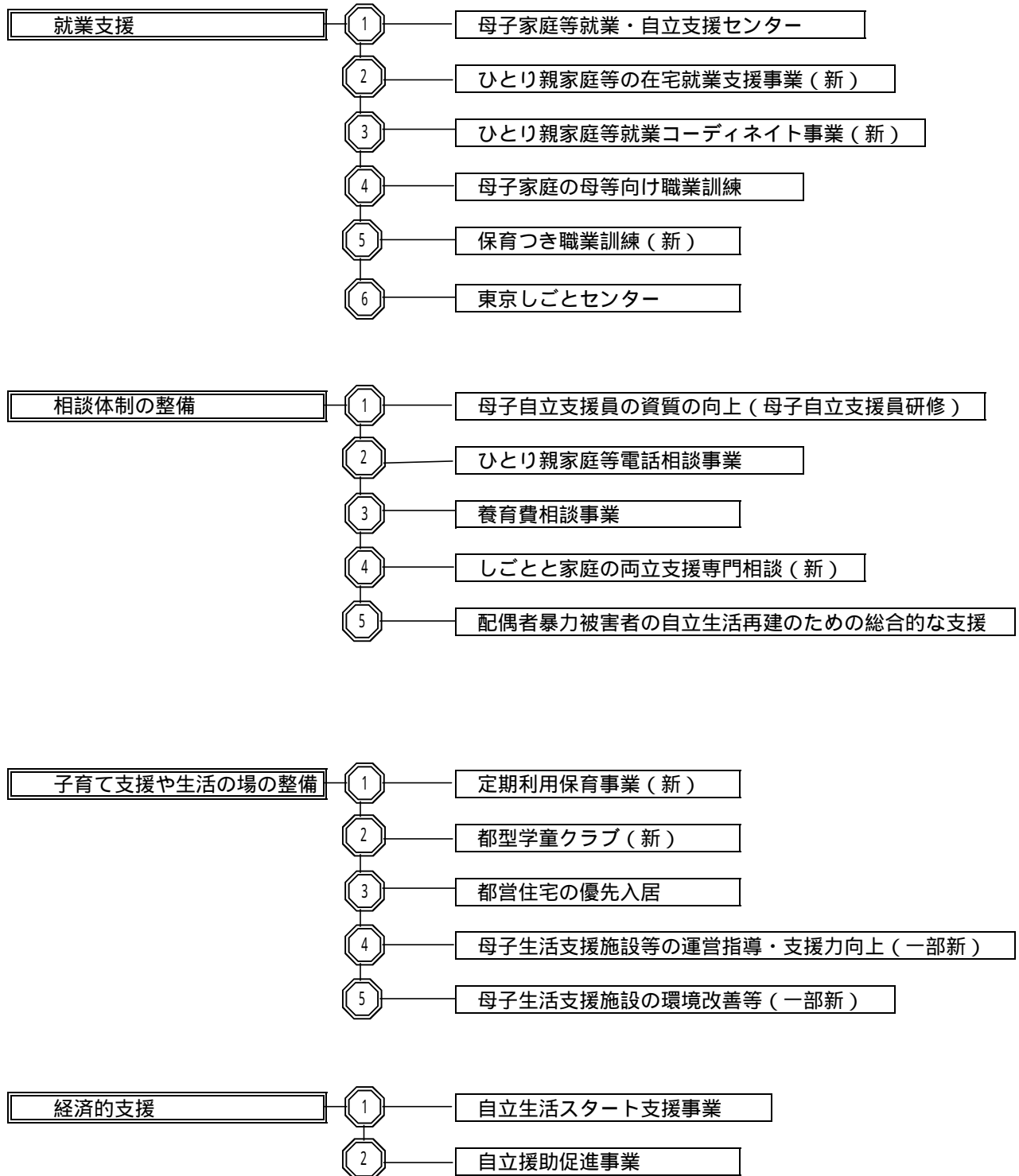


印は新たに取り込んだ施策で、内容については、庁内各課で第1期においても実施していたもの。

(2) 東京都の関連施策

市の施策を補完・拡充する東京都の施策です。

①の番号は「2 支援施策の詳細」の「支援策及び支援内容」の番号



2 支援施策の詳細

(1) 八王子市の施策

就業支援

実績評価：A) 大いに成果があった B) おおむね現状を維持 C) 支援が後退した

1 母子自立支援プログラム			
第2期	支援策及び支援内容		担当所管
	<p>児童扶養手当受給者で自立・就労に対して意欲のある母子家庭の職業的自立を促進するため、就業に結びつく支援を実施します。母子自立支援員との連携のもとに自立支援プログラムを策定の上、ハローワークと密接に連携し就労支援をします。</p>		<p>こども家庭部 (子育て支援課)</p>
	第2期の目標		備考
充実	各年度 申込者20名(うち就職10名)		施策の広報及び相談等の充実
第1期	第1期の実績		
	実績評価		
	A		
	19年度	20年度	21年度
実施に向けた検討		<p>児童扶養手当受給者を対象にハローワークと連携し就労支援を行った(20年8月~実施)</p> <p>申込者 2名(うち就職2名)</p>	<p>児童扶養手当受給者を対象に、ハローワークと連携し就労支援を行った</p> <p>申込者 31名(うち就職 13名)</p>
2 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業			
第2期	支援策及び支援内容		担当所管
	<p>母子家庭の母親の就業につながる能力を開発するため、厚生労働省認定の教育訓練講座を受講した場合に、その経費の20%を助成します。 対象 児童扶養手当の受給者で、雇用保険の受給資格のない方 支給額上限 10万円(受講費用4,000円以下の講座を除く)</p>		<p>こども家庭部 (子育て支援課)</p>
	第2期の目標		備考
充実	各年度 5名以上の利用者を見込む		
第1期	第1期の実績		
	実績評価		
	B		
	19年度	20年度	21年度
	<p>児童扶養手当受給者等を対象に、講座終了後に受講料の20%(平成19年10月までに申請した方は40%)を支給した。</p> <p>受給人員 9名 給付額 490,302円</p>	<p>児童扶養手当受給者等を対象に、講座終了後に受講料の20%を支給した。</p> <p>受給人員 6名 給付額 175,987円</p>	<p>児童扶養手当受給者等を対象に、講座終了後に受講料の20%を支給した。</p> <p>受給人員 4名 給付額 69,898円</p>

3 母子家庭高等技能訓練促進費事業			
		支援策及び支援内容	担当所管
第2期	母子家庭の母親が就職に有利な国家資格を取得するため、養成機関において修業している場合、一定期間につき経済的支援を行います。 対象修業期間は順次拡大し、現在は全修業期間が対象。 対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士等 支給額 訓練促進費 …… 70,500円（非課税世帯は141,000円） 修了一時金 …… 25,000円（非課税世帯は50,000円）		こども家庭部 （子育て支援課）
	第2期の目標		備考
	充実	各年度 25名程度の利用者を見込む	
第1期の実績			実績評価 A
第1期	19年度	20年度	21年度
	修業期間2/3経過後の残りの1/3の期間が対象 受給人員 4名 給付額 298,700円	21年2月に制度改正。修業期間残りの1/2に拡大し、修了一時金も支給 受給人員 10名 給付額 5,562,000円	21年6月に制度再改正。全修業期間に拡大 受給人員 22名 給付額 19,815,500円 修了一時金 5名 給付額 125,000円

4 ひとり親家庭就労支援講習会			
		支援策及び支援内容	担当所管
第2期	ひとり親家庭の母等に対し、就労に結びつく知識・技能習得のため地区母子会と共催でパソコン講習会を実施します。		こども家庭部 （子育て支援課）
	第2期の目標		備考
	充実	パソコンに関する資格を取得できるような講習会を実施し、さらに就職に効果的なものを目指す。 実施回数は年3講座を継続する。	
第1期の実績			実績評価 A
第1期	19年度	20年度	21年度
	ひとり親家庭パソコン講習会 参加人員 前期8回 20名 後期8回 16名 委託料 1,132,824円 委託先 八王子材刈会	ひとり親家庭パソコン講習会 地域の利便性を考慮し、由木地区でも開催 参加人員 前期8回 13名 後期8回 18名 南大沢8回 10名 委託料 1,794,524円 委託先 八王子材刈会	ひとり親家庭パソコン講習会 就職の有利性を考え、パソコン検定4級講習を新設 参加人員 前期8回 16名 後期8回 14名 パソコン検定4級8回 14名 委託料 1,788,036円 委託先 八王子材刈会

5 自立のための技能習得講座			
支援策及び支援内容		担当所管	
第2期	再就職支援講座 DV被害者などが就業で有利になるよう、パソコン技術などの習得を図ります。	市民活動推進部 (男女共同参画課)	
	第2期の目標		備考
		年1回以上の開催	

母子家庭常用雇用転換奨励金事業		
支援策及び支援内容		担当所管
第1期	母子家庭の母親に対し必要な職業訓練を実施し、常用雇用に移行した後、一定期間経過した事業主に対して奨励金を支給する事業で、平成19年度に開始したが、実績なし。 平成20年度からは中小企業雇用安定化奨励金(中小企業事業主が有期労働契約者の正社員へ転換させた場合に奨励金を支給する制度・ハローワーク担当)の創設と同時に廃止となりました。	こども家庭部 (子育て支援課)

ひとり親家庭資格取得講習受講料助成		
支援策及び支援内容		担当所管
第1期	ひとり親家庭の就労を支援するため、専修学校やホームヘルパー養成講習等各種資格取得のための講習受講経費の一部を助成する事業の実施を検討しましたが、東京都が就職チャレンジ支援事業(職業訓練受講者に対する受講奨励金の支給など)を平成20年度から開始したことにより、中止しました。	こども家庭部 (子育て支援課)

1 母子自立支援員による情報提供・支援			
第2期	支援策及び支援内容		担当所管
	母子自立支援員が、ひとり親家庭が抱えている生活上の問題についての相談や、仕事についての相談・情報提供を行い、問題解決のお手伝いをします。		こども家庭部 (子育て支援課)
	第2期の目標		備考
拡大	多岐にわたる相談に対応できるよう、また、今後予想される父子家庭からの相談にも対応できるよう、研修等に積極的に参加し、相談員の資質向上を図る。 また、出張相談を実施する。		
第1期の実績			実績評価
			B
第1期	19年度	20年度	21年度
	離婚を考えている段階の人から、DVで避難している人まで、母子自立支援員が相談を実施 母子自立支援員 3名 相談件数 3,365件	離婚を考えている段階の人から、DVで避難している人まで、母子自立支援員が相談を実施 母子自立支援員 3名 相談件数 3,405件	離婚を考えている段階の人から、DVで避難している人まで、母子自立支援員が相談を実施 母子自立支援員 3名 相談件数 3,044件

2 子どもと家庭に関する総合相談			
第2期	支援策及び支援内容		担当所管
	0歳～18歳未満の子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、相談員とともに解決の道を探します。 子ども家庭支援センター 月～土曜日の午前9時～午後7時、 日曜日の午前9時～午後5時 地域子ども家庭支援センター(館・石川・みなみ野・南大沢・元八王子) 月～土曜日の午前9時～午後5時		こども家庭部 (子ども家庭支援センター)
	第2期の目標		備考
充実	事業継続		
第1期の実績			実績評価
			B
第1期	19年度	20年度	21年度
	<総合相談延件数> 電話 11,206件 面接 2,304件 ひろば 2,541件 訪問 1,469件 その他 535件 合計 18,055件	<総合相談延件数> 電話 10,358件 面接 2,059件 ひろば 1,280件 訪問 1,410件 その他 394件 合計 15,501件	<総合相談延件数> 電話 11,153件 面接 1,824件 ひろば 928件 訪問 1,735件 その他 558件 合計 16,198件

3 女性のための相談・カウンセリング			
		支援策及び支援内容	担当所管
第2期	女性のためのカウンセリングや養育費を含む法律相談等の専門相談、相談員による電話相談を実施します。 女性のためのカウンセリング：毎週水・土曜日の午前9時～正午 毎月第2月曜日の午後1時～4時、第2木曜・第4月曜日の午後5時～8時 女性のための相談：毎週木曜日の午後1時～4時 弁護士相談：毎月第3土曜日の午後2時～5時 総合相談（電話・来所・メール）： 毎週月～土曜日の午前9時～午後7時、毎週日曜日の午前9時～午後5時		市民活動推進部 （男女共同参画課）
	第2期の目標		備考
	充実	事業継続	
第1期の実績			実績評価
			B
第1期	19年度	20年度	21年度
	女性のためのカウンセリング 276件 女性のための相談 154件 保健相談 3件 弁護士相談 61件 総合相談 1,872件 計 2,366件	女性のためのカウンセリング 295件 女性のための相談 175件 保健相談 2件 弁護士相談 73件 総合相談 1,745件 計 2,290件	女性のためのカウンセリング 287件 女性のための相談 141件 弁護士相談 52件 総合相談 1,227件 計 1,707件

4 市民相談			
		支援策及び支援内容	担当所管
第2期	弁護士による法律相談（無料）などを行います。市が関係しない問題についても、職員が相談先の案内など、解決に向けた助言を行います。 多重債務に関する相談に関しては職員が助言を行い、法テラスなどの専門相談機関へ引き継ぐことで解決を図ります。		生活安全部 （暮らしの安全安心課）
	第2期の目標		備考
		法律相談：毎週月～金曜日	離婚、親権、養育費に関する相談を受けている。 また、多重債務に関する相談では、ひとり親が、生活費の不足からクレジット（キャッシング）・サラ金でお金を借りて多重債務に陥っている事案も想定している。

1 保育所運営			
第2期	支援策及び支援内容		担当所管
	(1) 通常保育事業 認可保育所、認証保育所、家庭福祉員 認可保育所の入所選考で、ひとり親家庭は調整指数プラス2点 (2) 延長保育事業 (3) 休日保育事業 (4) 病後児保育事業 (5) 一時保育 (6) 定期利用保育 (新)		こども家庭部 (子育て支援課)
	第2期の目標		備考
拡大	認可 新設4園、分園等4園、既存園増改築5園 認証 新設6園 家庭福祉員26人 延長 72園 休日 2園 病後児 3ヶ所 一時保育19ヶ所(公立4、民間15)		
第1期	第1期の実績		実績評価
			B
	19年度	20年度	21年度
	(1) 通常保育事業 認可保育所 定員増120名 【4月1日現在】 在籍児童数 9,030人 うち母子世帯児童数1,250人 うち父子世帯児童数 94人 認証保育所 6カ所 家庭福祉員 17人	(1) 通常保育事業 認可保育所 定員増41名 【4月1日現在】 在籍児童数 9,073人 うち母子世帯児童数1,192人 うち父子世帯児童数 87人 認証保育所 6カ所 家庭福祉員 17人	(1) 通常保育事業 認可保育所 83カ所 【4月1日現在】 在籍児童数 9,236人 うち母子世帯児童数1,210人 うち父子世帯児童数 86人 認証保育所 8カ所 家庭福祉員 18人
	(2) 延長保育事業 68園	(2) 延長保育事業 69園	(2) 延長保育事業 71園
	(3) 休日保育事業 1園	(3) 休日保育事業 1園	(3) 休日保育事業 1園
(4) 病後児保育事業 2カ所	(4) 病後児保育事業 2カ所	(4) 病後児保育事業 2カ所	
(5) 一時保育事業 10カ所	(5) 一時保育事業 11カ所	(5) 一時保育事業 13カ所	

2 学童保育所運営			
支援策及び支援内容			担当所管
第2期	学童保育サービスの充実を図ります。 市内73か所の学童保育所		こども家庭部 (児童青少年課)
	第2期の目標		備考
	充実	事業継続	
第1期	第1期の実績		実績評価 B
	19年度	20年度	21年度
	入所判定の基準となる指数に加点措置を講じた 入所者数(19.4.1現在)4,102人 うち、ひとり親世帯児童の入所件数 782人	入所判定の基準となる指数に加点措置を講じた 入所者数(20.4.1現在)4,510人 うち、ひとり親世帯児童の入所件数 832人	入所判定の基準となる指数に加点措置を講じた 入所者件数(21.4.1現在)4,718人 うち、ひとり親世帯児童の入所件数 907人

3 子ども家庭サービス			
支援策及び支援内容			担当所管
第2期	(1) ショートステイ(宿泊型一時保育) 保護者の理由により、一時的にお子さんの面倒をみられない場合などに宿泊で預かり、世話をを行います。 (2) トワイライトステイ(夜間一時保育) 午後5時から午後10時の間、一時的にお子さんの世話をを行います。		こども家庭部 (子ども家庭支援センター)
	第2期の目標		備考
	充実	児童養護施設こどものうち八栄寮と母子生活支援施設リフレこのえに委託して、満2歳から小学6年生まで合計定員6名で実施。 また、ショートステイ事業を養育協力家庭(11ヶ所)に委託して満1歳から小学6年生まで定員3名で実施する。	
第1期	第1期の実績		実績評価 B
	19年度	20年度	21年度
	ショートステイ施設利用者：延486人 トワイライトステイ利用者：延184人 ショートステイ養育協力家庭利用者：延30人	ショートステイ施設利用者：延360人 トワイライトステイ利用者：延87人 ショートステイ養育協力家庭利用者：延35人	ショートステイ施設利用者：延402人 トワイライトステイ利用者：延129人 ショートステイ養育協力家庭利用者：延65人

4 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業			
第2期	支援策及び支援内容		担当所管
	家事や育児等の日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行います。 対象 ひとり親になって2年以内の方や小学校3年生以下のお子さんのいる家庭等		こども家庭部 (子育て支援課)
	第2期の目標		備考
	充実	派遣世帯 70世帯 派遣回数 3,000回	
第1期	第1期の実績		実績評価
			A
	19年度	20年度	21年度
	派遣世帯 53世帯 派遣回数 2,082回	派遣世帯 48世帯 派遣回数 2,132回	派遣世帯 56世帯 派遣回数 2,709回

5 公営住宅(市営住宅)への優先入居			
第2期	支援策及び支援内容		担当所管
	ひとり親家庭の生活の場を確保するため、市営住宅の空家の当選倍率の優遇制度による空家住宅募集などを行います。 優遇制度...当選率が一般世帯の2倍		まちなみ整備部 (住宅対策課)
	第2期の目標		備考
	充実	事業継続	
第1期	第1期の実績		実績評価
			B
	19年度	20年度	21年度
	市営住宅募集で優遇抽せん 募集戸数 55戸 当せん者 138人(補欠83人) 全体応募者 1,021人 ひとり親応募者 176人 内当せん者 31人	市営住宅募集で優遇抽せん 募集戸数 53戸 当せん者 118人(補欠65人) 全体応募者 708人 ひとり親応募者 152人 内当せん者 29人	市営住宅募集で優遇抽せん 募集戸数 46戸 当せん者 107人(補欠61人) 全体応募者 593人 ひとり親応募者 147人 内当せん者 32人

6 母子生活支援施設での生活支援					
第2期	支援策及び支援内容			担当所管	
	18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上の様々な問題から子どもの養育が十分にできない場合に、母と子と一緒に入所させて、自立の促進のために生活を支援します。			こども家庭部 (子育て支援課)	
	第2期の目標			備考	
	充実	入所2年を目途に自立して退所できるよう、施設と連携をとりながら入所者を支援していく。		平成23年度から都立の施設が民間委譲される。	
第1期	第1期の実績			実績評価	
				A	
	19年度		20年度		21年度
	利用世帯委託料	26世帯 58,404,748円	利用世帯委託料	24世帯 42,714,078円	利用世帯委託料 17世帯 39,365,954円

7 母子緊急一時保護事業					
第2期	支援策及び支援内容			担当所管	
	DV避難等で緊急に保護が必要な母子等を、一時的に施設に入所させて、必要な保護と相談を行い、自立更正への措置を講ずるまでの応急的措置を行います。			健康福祉部 (生活福祉課)	
	第2期の目標			備考	
	充実	事業継続			
第1期	第1期の実績			実績評価	
				B	
	19年度		20年度		21年度
	DVなどで行く当てのない母子を緊急的に一時保護した施設	2ヶ所	DVなどで行く当てのない母子を緊急的に一時保護した施設	2ヶ所	DVなどで行く当てのない母子を緊急的に一時保護した施設
委託日数	延べ4日	委託日数	延べ32日	委託日数	延べ14日
委託料	24,400円	委託料	224,000円	委託料	175,000円

経済的支援

実績評価：A) 大いに成果があった B) おおむね現状を維持 C) 支援が後退した

1 児童扶養手当・児童育成手当の支給			
		支援策及び支援内容	担当所管
第2期	ひとり親家庭等に対する児童扶養手当、児童育成手当の支給により、経済的に支援します。 児童扶養手当 月額41,720円～9,850円（所得制限あり） 児童2人目5,000円加算、3人目以降1人3,000円加算 児童育成手当 児童一人につき月額13,500円（所得制限あり）		こども家庭部 （子育て支援課）
	第2期の目標		備考
	充実	制度の周知に努め、適正な認定事務を行っていく。 児童扶養手当が、平成22年8月分から父子家庭にも支給対象を拡大。	
第1期の実績			実績評価 B
第1期	19年度	20年度	21年度
	児童扶養手当 延べ支給人員 73,846人 支給額 1,848,734,610円 児童育成手当（育成手当） 延べ支給人員 98,415人 支給額 1,328,597,000円	児童扶養手当 延べ支給人員 74,742人 支給額 1,853,174,260円 児童育成手当（育成手当） 延べ支給人員 99,678人 支給額 1,345,653,000円	児童扶養手当 延べ支給人員 76,030人 支給額 1,865,347,670円 児童育成手当（育成手当） 延べ支給人員 101,768人 支給額 1,373,837,000円

2 ひとり親家庭医療費助成			
		支援策及び支援内容	担当所管
第2期	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、保険診療にかかわる医療費の入院時食事療養費を除く自己負担分の助成を行います。（所得制限あり） 全額助成 非課税世帯 一部助成 課税世帯		こども家庭部 （子育て支援課）
	第2期の目標		備考
	充実	事業を継続実施	
第1期の実績			実績評価 B
第1期	19年度	20年度	21年度
	受給世帯数 4,206世帯 年間取扱件数 88,475件 年間医療助成費 212,566,008円	受給世帯数 4,650世帯 年間取扱件数 89,063件 年間医療助成費 209,123,762円	受給世帯数 3,939世帯 年間取扱件数 90,340件 年間医療助成費 210,924,346円

3 就学援助事業		
	支援策及び支援内容	担当所管
第2期	誰もが義務教育を受けられるよう、経済的に困りの方に、小・中学校の学用品、学校給食等に係る費用を援助します。 (対象者) 生活保護を受けている方 学校での費用の支払が経済的に困難な方(所得等の審査があります)	学校教育部 (学事課)
	第2期の目標	備考
	制度の周知に努め、適正な認定事務を行っていく。	

4 母子福祉資金の貸付			
	支援策及び支援内容		担当所管
第2期	母子家庭等に対し、母子福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援します。 母に対する転宅資金・生活資金、子どもの大学等への進学資金、就学支度資金・修学資金など		こども家庭部 (子育て支援課)
	第2期の目標		備考
	充実	各年度 貸付件数 200件 貸付金額 110,000,000円	
第1期	第1期の実績		
	実績評価		
	B		
	19年度	20年度	21年度
	母子家庭の子の進学資金(就学支度資金・就学資金)等を中心に貸付を行った。 貸付件数 201件 貸付金額 102,664,748円	母子家庭の子の進学資金(就学支度資金・就学資金)等を中心に貸付を行った。 貸付件数 196件 貸付金額 104,483,120円	母子家庭の子の進学資金(就学支度資金・就学資金)等を中心に貸付を行った。 貸付件数 174件 貸付金額 91,782,500円

5 チャレンジ支援貸付事業			
支援策及び支援内容		担当所管	
第2期	学習塾などの費用や、高校・大学などの受験費用について貸付けを行うことにより、一定所得以下の世帯の子ども達を支援します。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合、申請により償還が免除されます。		市社会福祉協議会
	第2期の目標		備考
		学習塾などの費用 高校・大学等の受験費用	

6 家庭ごみのごみ処理手数料の減免			
支援策及び支援内容		担当所管	
第2期	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている世帯に、申請により一定枚数の市指定の可燃・不燃用ごみ袋を無料で支給します。		環境部 (ごみ減量対策課)
	第2期の目標		備考
		児童扶養手当の支給対象が平成22年8月分から父子家庭にも拡大されるのに合わせて拡大して支給する。	

(2) 東京都の関連施策

就業支援

1	母子家庭等就業・自立支援センター
	<p style="text-align: center;">支援策及び支援内容</p> <p>ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、以下の事業を行います。 母子家庭等就業・自立支援センター（所在地：千代田区） 無料職業紹介所としての就職情報の提供等、自立促進講習会 相談指導者研修会</p>
2	ひとり親家庭等の在宅就業支援事業 （新）
	<p style="text-align: center;">支援策及び支援内容</p> <p>ひとり親家庭等に対して、在宅就業を行うための研修や、家庭と仕事の両立に関する専門相談を行うほか、在宅就業を行う企業の開拓などを行います。（平成23年度まで） はあと立川（所在地：立川市）</p>
3	ひとり親家庭等就業コーディネート事業 （新）
	<p style="text-align: center;">支援策及び支援内容</p> <p>ひとり親家庭等に対して、離職準備から就業後のアフターケアまで、個別的な支援を行います。（平成23年度まで） T-hop / 東京のひとり親家庭を応援するプロジェクト事務局（所在地：新宿区）</p>
4	母子家庭の母等向け職業訓練
	<p style="text-align: center;">支援策及び支援内容</p> <p>母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。</p>
5	保育つき職業訓練 （新）
	<p style="text-align: center;">支援策及び支援内容</p> <p>子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付の職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援します。</p>
6	東京しごとセンター
	<p style="text-align: center;">支援策及び支援内容</p> <p>東京しごとセンター（所在地：千代田区）において、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングや再就職支援セミナーを実施するほか、能力開発、職業紹介を行うなど就職活動を支援します。</p>

相談体制の整備

1	母子自立支援員の資質の向上（母子自立支援員研修）
	<p style="text-align: center;">支援策及び支援内容</p> <p>身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど、総合的な支援力の向上を図ります。</p>
2	ひとり親家庭等電話相談事業
	<p style="text-align: center;">支援策及び支援内容</p> <p>仕事や家事のために平日の相談が困難なひとり親家庭からの相談に対応するため、日曜日、祝日の電話相談を実施します。 はあと（所在地：千代田区）</p>
3	養育費相談事業
	<p style="text-align: center;">支援策及び支援内容</p> <p>ひとり親家庭（離婚前の家庭も含みます。）の養育費にかかる相談について、電話相談、専門相談により対応します。 はあと（所在地：千代田区）</p>
4	しごとと家庭の両立支援専門相談（新）
	<p style="text-align: center;">支援策及び支援内容</p> <p>ひとり親家庭が、家庭生活と仕事を両立する際の課題について、都が広域的な視点から相談対応し、支援を行います。 はあと飯田橋（所在地：千代田区）</p>
5	配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援
	<p style="text-align: center;">支援策及び支援内容</p> <p>配偶者暴力に関する総合相談、配偶者暴力被害者の心理的サポートと自立支援情報の提供を行う講座、配偶者暴力のある家庭の子どもへの心の傷の回復を支援する講座等を実施します。 東京都女性相談センター多摩支所</p>

子育て支援や生活の場の整備

1	定期利用保育事業	(新)
	支援策及び支援内容	
	パートタイム労働者向け保育サービスを創設します。	
2	都型学童クラブ	(新)
	支援策及び支援内容	
	子育て家庭の仕事と子育ての両立に向けて、開所時間の延長を義務付けた学童クラブを創設します。	
3	都営住宅の優先入居	
	支援策及び支援内容	
	ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設退所者向け特別割当等により、住宅を提供します。	
4	母子生活支援施設等の運営指導・支援力向上	(一部新)
	支援策及び支援内容	
	母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成します。 また、母子生活支援施設や婦人保護施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化します。(平成22年度まで)	
5	母子生活支援施設的环境改善等	(一部新)
	支援策及び支援内容	
	老朽化した母子生活支援施設・婦人保護施設について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めます。 また、老朽化遊具の撤去やパソコン整備による学習環境の改善など、入居者の生活の改善に資する整備について、支援を行います。(平成22年度まで)	

経済的支援

1	自立生活スタート支援事業
	支援策及び支援内容
	母子生活支援施設や婦人保護施設等の利用者の退所後における自立生活の支援を行うため、施設等と連携して相談援助を行うとともに、転居、技能習得、就職支度に対する賃金の貸付けを行います。

2	自立援助促進事業
	支援策及び支援内容
	母子生活支援施設や婦人保護施設等の利用者の退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進します。

計画の推進に向けて

本計画は、平成19年8月、国の「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成15年3月）」、「東京都ひとり親家庭自立支援計画」、並びに、計画策定に際し実施した「アンケート調査」の結果を参考にして、「八王子市こども育成計画」に掲げる〔ひとり親家庭、子育て困難家庭の自立促進〕の取組みの一つとして策定されました。第1期の計画期間は、平成19年度から平成21年度の3か年としました。今回の計画は、これを引き継ぐ第2期計画として、策定したものです。

各施策においては、今回改めて実施したアンケート等に寄せられた貴重なご意見等を参考に、第1期計画の支援内容を継承し施策の充実に努めていきます。また、都が新たに公表した「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第2期）」において示された母子自立支援員への研修等、市への支援や新規施策との整合性を図っていきます。

そして、子ども家庭支援センターをはじめとする行政内部との連携、就業や福祉を所管する東京都との連携、さらには母子福祉に係わるNPOとの連携などを図り、効果的な自立支援体制の整備・展開に努めていきます。